

各地方整備局長 殿

国土交通事務次官
(公印省略)

「工事請負業者選定事務処理要領」の一部改正について

標記について、工事請負業者選定事務処理要領（昭和 41 年 12 月 23 日付け建設省厚第 76 号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
附 則 (適用) 1 この要領は、昭和 41 年 12 月 23 日から適用する。〔以下略〕 2～18 〔略〕 (令和 7・8 年度の等級区分に係る残留措置) <u>19</u> 等級区分を設けている工事種別において、第 7 第 1 項第二号の規定に基づき令和 7・8 年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格業者は、令和 5・6 年度の一般競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した場合には、部局長が定める日までに部局長が定める様式により従前等級に留まることを申請することができる。 <u>20</u> 前項の申請をした者については、令和 7・8 年度の一般競争参加資格の認定に当たり、従前等級を付すものとする。なお、この場合においては、改めて会計規則第 34 条第 6 項の規定に基づき、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（様式特 5（ハ））により通知を行うものとする。	附 則 (適用) 1 この要領は、昭和 41 年 12 月 23 日から適用する。〔以下略〕 2～18 〔略〕 (新設)

附 則

この通知による改正後の工事請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌する工事の請負契約を令和 7 年 4 月 1 日以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

ただし、地方整備局の所掌する工事の請負契約について、令和 7 年 3 月 31 日以前に契約締結を予定していたが、低入札価格調査等の特別な事情により契約締結が令和 7 年 4 月 1 日以降となったものの関係する事務の取扱いについては、なお従前の例による。